

47201

沖縄県

那覇市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
1,000 1,000 (※ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、映画・ビデオ制作業、情報記録物製造業、電気通信業、放送業)	—	課税免除(固定資産税) または 課税額 1/2(事業所税)	固定資産税 または 事業所税	5年間
機械等 500 建物及びその付属設備 1000 (製造業等、機械修理業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所、電機業、商品検査業、軽量証明業、研究開発支援検査分析業)	—	課税免除(固定資産税) または 課税額 1/2(事業所税)	固定資産税 または 事業所税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱	H12.4	①新規創業 ②新たな賃借による事務所等の設置 ③市民の新規常時雇用3人以上(6月経過していること) ④対象事業 (1)情報通信産業に属する事業 (2)情報通信技術利用事業 (3)製造業等に属する事業 (4)産業高度化・事業革新促進事業 (5)国際物流拠点産業に属する事業 (6)観光関連産業の振興に資する事業 (7)エネルギー産業の振興に資する事業 (8)工芸産業その他の地域産業の振興に資す	助成金 月額賃料相当分+雇用助成 (上限 480 円) 「月額賃料相当分」= 月額賃料 2/10(上限 30 万円)×6ヶ月(※ただし、国及び地方公共団体から公益性の有する支援を受けている事務所等は、助成対象外) 「雇用助成」= 那覇市民新規常時雇用×(正規雇用者 1 人当たり 20 万円・非正規雇用者 1 人当たり 5 万円)

		る事業 (9) 前各号に掲げる事業の振興及び発展に 資する事業	
		①新規創業 ②新たな建設による事務所等の設置 ③市民の新規常時雇用5人以上 ④対象事業 (1) 情報通信産業に属する事業 (2) 情報通信技術利用事業 (3) 製造業等に属する事業 (4) 産業高度化・事業革新促進事業 (5) 国際物流拠点産業に属する事業 (6) 観光関連産業の振興に資する事業 (7) エネルギー産業の振興に資する事業 (8) 工芸産業その他の地域産業の振興に資 す る事業 (9) 前各号に掲げる事業の振興及び発展に 資する事業	助成金 固定資産相当額 (上限 500 万円)

47208

沖縄県

浦添市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 1,000 (産業高度化・事業革新促進地域の 場合、機械及び装置並びに器具及 び備品については、取得価額の合計 額が500万円を超えるもの。)	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
浦添市産業振興補助金交付規程	H17.2	新規職員を雇用し、かつ、市内で賃借して事業所を新設した事業者	事業所の賃借料2分の1以内補助(10万円以内)
		空き店舗を賃借して、市内に事業所を新設する事業者	店舗の改装費2分の1以内補助(30万円以内)
		事業所を新設し、新規職員を雇用する事業者	新規職員の雇用に係る経費(雇用した新規職員の数が1人につき2万円を乗じて得た額とし、一事業所につき、480,000円以内とする。)

参照 URL [産業振興課 | うらそえプラス \(urasoe.lg.jp\)](http://www.urasoe.lg.jp)

47215

沖縄県

南城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 1,000 （産業高度化・事業革新促進地域の 場合、機械及び装置及並びに器具 及び備品については、取得価額の合 計額が100万円を超えるもの。）	—	標準課税	固定資産税	5年間 （ただし、期間は 平成34年3月 31日まで）

47302

沖縄県

大宜味村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1,000 (産業高度化・事業革新促進地域の 場合、機械及び装置並びに器具 及び備品については、取得価額の合 計額が100万円を超えるもの。)		課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大宜味村企業立地 促進条例	平成 23 年 6 月 10 日	指定地域において新たに事業所、 工場等を設置する企業	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸料(貸与時) 土地 1 平方メートルに年額 大宜味村柚山地区 10 円 結の浜 100 円 ・賃貸料の軽減(協定締結年を零として5年) 賃貸料の 100 分の 75 ・企業立地奨励金(課税年度から3年間) 固定資産税当該年度支払相当額 1 年目 100 分の 100 2 年目 100 分の 75 3 年目 100 分の 50

47326

沖縄県

北谷町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1000 1,000	—	課税免除	固定資産税	5年間
観光地形成促進地域対象施設 情報通信産業地域及び産業高度化・事業革新促進地域 (機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。)				

47348

沖縄県

与那原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 (①産業高度化・事業革新促進地域の場合、建物・付属設備については、取得価格額の合計が1,000万円を超えるもの。機械・装置並びに器具・備品については、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。) ※以下は、追加 (②観光振興地域の場合、特定民間施設、またその用に供する土地(土地の取得についてはその取得の日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合)の合計額が1,000万円をこえるもの。) (③情報通信産業振興地域の場合、建物・付属設備については、取得価格額の合計が1,000万円を超えるもの。機械・装置並びに器具・備品については、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。)	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
与那原町企業立地助成金交付要綱	H18.3	①500 m ² 以上の土地を取得し、2年以内に操業を開始していること	用地取得助成金 ○固定資産税額に7/100を乗じた額 ○最初に交付された年度から3年限り
		②固定資産税を納期限までに完納していること	○1事業所等あたりの限度額 2,000 万円
		①建築面積 500 m ² 以上の事業所	施設設置助成金

		等を設置したものであること ②固定資産税を納期限までに完納していること	○固定資産税額に 7/100 を乗じた額 ○最初に交付された年度から3年限り ○1事業所等あたりの限度額 2,000 万円
		①常時使用する町内居住者を新規に雇用するもの	雇用奨励助成金 ○従業員1人につき1回限り5万円 ○1事業所等あたりの限度額 100 万円

47362

沖縄県

八重瀬町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 1,000 (情報通信産業振興地域の場合、機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。) (産業高度化・事業革新促進地域の場合、機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。)		課税免除	固定資産税	5年間